

第5回 吹田市福祉避難所運営調整会議 内容要旨

1 日 時 平成 29 年 (2017 年) 7 月 27 日 (木) 14 時 00 分～16 時 05 分

2 場 所 吹田市役所低層棟 3 階 研修室

3 出席施設 総合福祉会館

障害者支援交流センター あいほうふ吹田

亥の子谷地域保健福祉センター

亥の子谷デイサービスセンター

内本町地域保健福祉センター

内本町デイサービスセンター

吹田市介護老人保健施設

千里山西デイサービスセンター

特別養護老人ホーム いのこの里

介護老人福祉施設 吹田竜ヶ池ホーム

特別養護老人ホーム みらい

特別養護老人ホーム ハピネスさんあい

特別養護老人ホーム あす～る吹田

特別養護老人ホーム 寿楽荘

介護老人福祉施設 ちくりんの里

吹田特別養護老人ホーム 高寿園

介護老人保健施設 つくも

介護老人保健施設 千里

地域密着型特別養護老人ホーム 縁

(以上 19 施設、指定日順)

事務局 福祉総務課、危機管理室

4 第4回会議からの宿題

前回会議でいただいた意見について、担当所管に確認し、以下のとおり回答しました。

(1) 介護保険の適用について

ア 避難者をショートステイで受入れたい。

→入所(避難生活)の日数に応じて、施設側の判断で決めていただいて結構です。

ショートステイにおける長期利用者に対する減算(自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者について基本報酬を減算するもの)について、被災により在宅に戻れずやむを得ずショートステイを継続する場合には、適用しない取扱いが可能です。

イ 1 割負担してもらうことを避難者に伝えにくい。

→施設からは、審査が通れば介護サービス利用者負担額の軽減若しくは減免がある旨を伝え、申請を促していただくだけで結構です。審査結果は行政から御本人に通知します。

ウ 避難者が被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより所持していないときはどうするのか。

→氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てればサービスを受けられる取扱いとします。また、新たに介護が必要になった場合は、事後的に市町村に報告する等の柔軟な取扱いをしても差し支えありません。

エ 十分なサービスを提供できないが、それでいいのか。

→被災により、通常のサービスが提供できない場合であっても、それに準ずるサービスを提供できていると認められるときは、加算の算定が可能です。

以上の回答内容に関しては、施設側からの御要望もあり、福祉避難所設置・運営マニュアルに明記していきます。(詳細は後述。)

(2) 仕切り付きの段ボールベッドを用意してほしい。

→冷房機能のない避難所では、仕切りによって風通しが悪くなり、熱中症になることを危惧している事例もあり、現段階では導入に至っていません。しかし、プライバシーの問題等もあるため、引き続き検討します。

5 内容要旨

(1) 福祉避難所開設訓練について

ア あいほうふ吹田(委託事業者)の訓練実施報告

平成29年3月15日に開設訓練を実施しました。

(ア) 訓練内容

a 想定された状況は、市全域に計測震度6強、一部地域で7の地震が発生。水道・ガス・トイレ・テレビは使えず、電気(自家発電)・ラジオ・携帯電話は使用可能。

b 市職員その他、施設利用者及びその御家族も参加。

c 通報・連絡訓練では、様式を使用して被害状況をFAXにて報告。

d 開設準備訓練では参加者協力のもと、段ボールベッドや非常用トイレを設置。

e 受入れ訓練では、台帳を用いて受付をし、その場で健康・バイタルチェック。

(イ) 訓練を通しての振り返り

a 避難者用スペースに、車椅子でも通れる通路を確保すると、思いのほか狭く感じた。

b 身体障がい者の場合、転倒の危険性があるため、段ボールベッドはもう少

し低い方がよい。また、ベッド上でおむつを交換することもあるため、やはり仕切りがあるとよい。

c 医療的ケアを伴う障がい者の場合、医療器具の洗浄等に水が必要になるため、備蓄が必要。

d 障がい者の御家族には、一般の避難所では生活できないから直接福祉避難所に行かせてほしいと言う方や、家族自身が要援護者の世話をするから福祉避難所内の場所だけ貸してほしいと考えている方もいた。

訓練の様子



イ 各施設から挙げられた福祉避難所運営に対する考え・課題等

(ア) リスクの把握や想定的重要性について

- a リスクを把握し、それをより広域的なリスクと重ね合わせることで何が必要かを考えておくべきである。
- b 現段階で想定できることを想定し、マニュアルを作っておくことが大切。
- c 実際に被災をした市町村から人を呼び、想定できないことにどう対処したか等を聞く機会を設けてほしい。
- d 想定をしても実際に訓練をしてみないとわからないことも多い。訓練を通して見えてきたリスクを次の訓練では想定してみるということを繰り返し、1つずつ課題をクリアしていくことが大事。
- e 高齢者施設においても、障がい者が避難してくることを想定した訓練をしていただきたい。

(イ) 連携について

- a 災害時には行政も対応に限りがあるためコントロールタワーとして機能するのは難しく、施設間で連携が取れるようにしておくことが大事。
- b 他施設とどのような通信手段で連絡を取り合うかも考えておかなければいけない。
- c 夜間は職員が集まりにくいいため、近隣の小中学校等との連携が必要になってくると思う。
- d 要援護者自身も防災訓練への積極的な参加等によって、地域へ存在をアピールしていかなければいけない。

ウ 避難所運営における危機管理室からの留意事項

- (ア) 今後、指定避難所に「福祉避難室」というスペースを整備予定。要援護者にはまずはそちらに避難していただき、情報集約後、災害対策本部から施設に福祉避難所開設可否の問合せをし、可能となれば要援護者が移送されます。
- (イ) 避難者用スペースは、要援護者や介助者の別を問わず、1人当たりおおむね5㎡。有効面積は全面積のうち80%で換算することとなっております。
- (ウ) ライフラインについては、①トイレ、②水・食料、③熱源、④通信の確保が必要ですが、中でもトイレが最も重要。発災直後は配管等の確認が取れるまでトイレの使用を中止するよう災害対策本部から依頼があります。(これを受けて、災害時のトイレについて学ぶ研修会を希望する声がありました。詳細は後述。)
- (エ) 避難開始のタイミングは、「避難準備・高齢者等避難開始」が市から発令されたとき。また、高層階への避難が必要な水害の場合、発令直後のエレベーターが動いているうちに避難をしてください。
- (オ) 平常時の施設の立場及び福祉避難所の立場としての対応は、切り離して整理して考えることが必要。

エ 平成 29 年度福祉避難所開設訓練実施施設について

平成 30 年 1 月 21 日 (日) 実施予定の「吹田市・自治会合同防災訓練 (仮称)」に合わせて開設訓練を実施する施設が、以下の 4 施設に決まりました。

- (ア) 亥の子谷デイサービスセンター
- (イ) 千里山西デイサービスセンター
- (ウ) 介護老人福祉施設 吹田竜ヶ池ホーム
- (エ) 介護老人保健施設 千里

(2) 吹田市福祉避難所支援ボランティア事前登録制度要領(案)について

ア 制度実施の延期

平成 29 年 8~9 月実施を目処に進めて参りましたが、庁内手続きが必要になったため、同年 12 月に実施が延期されました。要領 (案) は本会議にて配付予定でしたが、完成次第改めてお配りします。

イ アンケートの依頼

時間の都合上協議を割愛した、ボランティア活動時に必要な消耗品や施設職員とボランティアが共に参加できる研修会等について、アンケート形式で御意見を頂戴することになりました。

(3) その他

ア 福祉避難所運営調整会議 (作業部会) の開催

平成 28 年度で終了とされていた作業部会を、部会員は事務局一任で、引き続き今年度も開催することとなりました。開催の主な目的は以下の 2 点です。

(ア) 福祉避難所設置・運営マニュアルの改訂

- a 各施設の開設訓練実施報告で抽出された課題等について議論し、マニュアルに反映していきます。
- b これまで口頭で説明してきた介護保険の適用や、開設に伴う費用負担等について、担当所管とも協議をして明文化し、有事に活用できるマニュアル作りを目指します。

(イ) 吹田市福祉避難所支援ボランティア事前登録制度開始に向けた協議

前述のアンケートでいただいた意見を参考に、ボランティア制度の詳細について話合います。

イ 非常用トイレ研修会 (仮称) の開催

ライフラインで最も重要なトイレを、避難所生活でいかに確保するか等を検討する場を設けてほしいとの御要望が施設側からありました。それを受けて、平成 29 年 10~11 月頃に研修会を開催することとなりました。非常用トイレの説明やディスカッションなどを行う予定です。

6 次回会議日程

平成 29 年 10 月頃に作業部会、平成 30 年 2 月上旬に全体会の開催を予定しています。
また、次年度から全体会は年度 1 回の開催とします。